

◎特集2

悪質商法・振り込め詐欺さぎに注意!

「わたしは大丈夫!!」と思っていませんか?

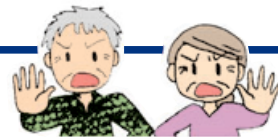
被害者の多くが「わたしはだまされない」「絶対被害にあわない」と思っていました。しかし、悪質商法も振り込め詐欺も、手口は年々巧妙化し、被害が後を絶ちません。「自分は大丈夫」と思う心が落とし穴!相手はあの手この手であなたをねらってきます。正しい知識と行動で、あなたの暮らしを守りましょう。

F 玄関にカギ
返事にカギ
情報にカギ
財布にカギ

●平成20年中の振り込め詐欺被害(岡谷警察署管内)

被害届…8件 被害金額…約2000万円

まずは相談!とにかく相談!ひとことの相談が被害をくい止めます。



だまされないための5か条

- はっきり断る
- うまい話は必ず疑う
- ふところ具合を教えない
- その場で署名や押印はしない
- 1人で悩まずまず相談

こんな手口があなたをねらっています

家にいる主婦や高齢者をねらう

点検商法

屋根や排水管の無料診断、害虫駆除などを理由に家庭を訪問。不安をあおって工事契約を結ぼうとしたり、ものを買わせようとします。

「ふとん」「排水管清掃」「リフォーム」「浄水器」「消火器」「健康食品」などは特に注意。



家にいる高齢者をねらう

催眠(SF)商法

「無料で商品を配布する」と誘い粗品を配った後、「今なら特別価格で」などと巧みな話術で会場を盛り上げ、健康食品や家庭用治療器などの高額商品を売りつけます。

ただより高いものはなし!…安易に出かけないのが一番です。



高齢者の投資意欲につけ込む

利殖商法・出資金商法

もうかることを強調して為替相場や先物取引などの契約をさせます。

「今がチャンス」「必ずもうかる」などといって急がせます。専門知識のない人は手を出さないのが無難です。



幅広い年齢層でトラブル多発

マルチ商法

「この商品を買えばもうかるから」といって、化粧品、婦人下着、健康食品などを勧め、販売員になるように勧誘します。

売れない大量の商品を抱え込むことになったり、人間関係を壊すことも…。

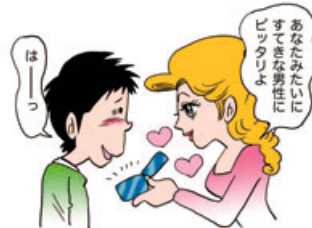


30歳以下の被害が圧倒的

デート商法・キャッチセールス

「抽選に当たった」「アンケートに答えて」といって呼び出し、親密さを装って高額商品を送りつけます。

知らない人からの誘いは要注意、出かけないことが一番です。



誰彼かまわずターゲットに

送りつけ商法

一方的に商品を送ってきて、代金を請求します。

代金を支払う必要も商品を送り返す義務もありません。



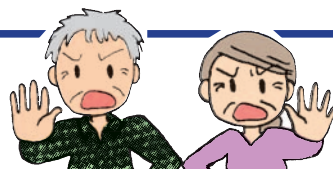
ストップ!悪質商法による消費者被害

困ったら、悩んだら、まず相談!

相談・問合せ ● 社会福祉課(内線1259)・市民生活課(内線1171)・岡谷警察署 ☎23-0110
長野県消費生活センターおかや ☎23-8260 (平日 午前10時~午後6時 ただし第3火曜日は閉所)

被害にあわないための3か条

- すぐに振り込まない・送らない
- 1人で振り込まない・送らない
- 振り込む前・送る前にまず相談



ストップ！振り込め詐欺

多発している振り込め詐欺のパターンは？

被害者の約6割が60歳以上の女性

オレオレ詐欺

子どもや孫といつわって、または警察官や弁護士などを装って、急いで現金を振り込ませようとします。バイク便やエクスパックで送金させる手口も急増。



「会社の金を使い込んでしまった」「借金の保証人になってしまった」「事故を起こしてしまった」「携帯番号が変わった」…そんなことばに要注意。

被害者の約3割が30歳代以下

架空請求詐欺

債権回収団体や官公庁、企業などを装い、未納、滞納などの料金や手数料を請求してお金をだまし取ります。身に覚えのない「有料サイト利用」「裁判通知」「工事費用請求」などのはがきやメールに要注意。



被害者の約5割が60歳以上の女性

還付金詐欺

税務署や社会保険事務所などの職員を名乗り、還付手続きを装ってATMを操作させ、口座振り込みを誘導します。「税金の還付」「医療費の還付」ほか、今後は「定額給付金の給付」にも要注意。ATMを操作しても、他人からお金を振り込んでもらうことはできません。市町村、税務署、総務省などが、ATMの操作や手数料の振り込みをお願いすることはありません。



男性は40~50代、女性は30~40代を中心に多発

融資保証金詐欺

好条件をちらつかせ、連絡してきた人から、信用確認や保証料を口実にお金を振り込ませます。「低金利」「無担保」「即日融資」…甘い話に要注意。正規業者は、融資前の保証金振り込みなどを求めることはありません。



困ったら、悩んだら、まず相談!

相談・問合せ ● 岡谷警察署 ☎23-0110

知っておきたいクーリング・オフ制度

いったん契約すると、双方約束を守らなければならず、正当な理由がない限り勝手にやめることはできません。ただし、訪問販売などでセールスマンに勧められて契約してしまったけれど、解約したい。こんな時、条件次第で契約の解除や取り消しができる制度がクーリング・オフです。クーリング・オフの対象商品や解約できる期間は、契約の種類や内容によって異なりますが、手続きをすれば無条件で契約の解除ができます。はがきの書き方など、詳しくは社会福祉課（内線1259）または消費生活センターおかや（☎23-8260）にお問い合わせください。